

川口市監査告示第 17 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6年 5月 7日

川口市監査委員	澤野 高雄
同	金井 洋
同	奥富 精一
同	福田 洋子

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

上下水道局（下水道事業会計）

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和3年2月1日～令和3年2月26日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 未収金は管理台帳等を設けて適切に管理されているか イ 滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 履行確認を適正に行っているか
(4)財産管理	ア 管理台帳の整理は適正か イ 実地棚卸しは適切に行われているか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和6年1月31日

(2) 監査の実施期間

令和6年3月1日～令和6年3月28日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

【主な監査項目】

ア 収入事務

(ア) 収益的収入

a 下水道使用料等の営業収益

b 土地使用料等の営業外収益

(イ) 資本的収入

a 一般会計出資金

b 土地売却代金

イ 支出事務

(ア) 収益的支出

- a 旅費
- b 消耗品費
- c 横曽根中継ポンプ場インバータ盤整流装置等の修繕費
- d 財務会計システム保守等の委託契約
- e 電子複写機等の賃貸借契約

(イ) 資本的支出

- a 荒川左岸南部処理区実施設計委託その1等の委託契約
- b 電子複写機等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 企業債の管理

(イ) 固定資産の管理

(ウ) 物品の管理

(エ) 郵便切手等の受払い

エ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 収益的支出の委託契約について

財務課、下水道維持課及びポンプ場管理センターの委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

2 財産管理について

下水道維持課及び下水道建設課の物品管理において、物品管理簿での記録整理漏れが散見されたので、適切に管理されたい。

下水道建設課の所管する公印について、整理票が作成されていないので、適切に管理されたい。